

令和4年度
足立区内部統制評価報告書

令和4年度 足立区内部統制評価報告書

足立区長 近藤弥生は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

足立区の内部統制の整備及び運用に責任を有する足立区長 近藤弥生は、「足立区における内部統制基本方針」（令和3年4月）を策定し、当該方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制の目的を阻害する全てのリスクを適時に発見することや、リスクの発現をゼロにすることは必ずしも可能とは言えないものの、区としては内部統制の各基本的要素を業務の中に落とし込み、かつ、一体的に機能するように対策を講じることで、内部統制の本来目的を達成し、区民の皆様から信頼される行政運営をめざしております。

2 評価手続

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「足立区内部統制の指針 3（5）内部統制の評価」に基づき、「財務に関する事務」「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」につき内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

評価の結果、以下5事務（4（1）から（5））で運用上の重大な不備を把握したため、足立区の財務に関する事務等に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

- （1）あだち生活・暮らし臨時給付金（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援）について、処理工程の十分な検討・確認ができていなかったことにより、二重支給が起きたことは、区の信用を失墜させ、区に損害をもたらす蓋然性が大きくなりました。現在は対象世帯の返還手続きとシステム入力による二重支給防止対策が行われています。
- （2）国民健康保険高額介護合算療養費の支給およびATMやネットバンキングによる振込について、委託事業者への管理監督不足により、誤支給や振込処理不能が起り、広く区民が不利益を被りました。現在は、委託事業者により業務管理者の関与やマニュアル等の整備が的確に行われていることを区として確認しています。
- （3）個人情報を取り扱う業務について、定められた手続きを履行せずに再委託を認めていたことは、個人情報流出する蓋然性が高く、著しく区の信用を失墜させる恐れがありました。現在は、区政情報課・契約課において再委託に関する規定の整備が行われ、定められた手続きどおり履行されています。

- (4) 施設の安全管理について、建築基準法第12条点検の指摘に関して直ちに修繕を行わなかったことは、区としての施設の安全管理に問題があり、広く区民の安全・安心が脅かされました。現在は、施設営繕部の関与や確認リスト等の活用により、状況確認を行っています。
- (5) 外国にルーツを持つ児童・生徒に対する学習支援事業について、契約金額の設定プロセスが不適切なうえに、実績の評価がなく、事務改善が図られないまま事業を継続したことは、契約事務の形骸化につながり、区民が大きな不利益を被る蓋然性がありました。現在は、契約金額の設定プロセス、実績評価のプロセスについて、契約内容の検討が行われています。

なお、上記の不備については、再発防止策が引き続き適切に運用がされていることを確認するとともに、全庁への周知徹底を進めます。

令和5年7月20日

足立区長 近藤 弥生